

# 開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26		三井住友 フィナンシャルグループ
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く）以下この項において同じ）の経営管理に係る体制を含む）		48～49
2. 資本金及び発行済株式の総数		108
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）		111～112
各株主の持株数		111～112
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		111～112
4. 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名		49
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
5. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		48～50、52～56、70
6. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項		
名称		54～56
主たる営業所又は事務所の所在地		54～56
資本金又は出資金		54～56
事業の内容		54～56
設立年月日		54～56
銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		54～56
銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		54～56
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項		
7. 直近の営業年度における営業の概況		72～73
8. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
経常収益		11
経常利益又は経常損失		11
当期純利益又は当期純損失		11
純資産額		11
総資産額		11
連結自己資本比率		11
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
9. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		79～81
10. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
破綻先債権に該当する貸出金		18、104
延滞債権に該当する貸出金		18、104
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金		18、104
貸出条件緩和債権に該当する貸出金		18、104
11. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況		105～107
12. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）		95
13. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨		79
14. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨		105
銀行法第52条の29		三井住友 フィナンシャルグループ
1. 営業年度ごとに同法第52条の28に基づく貸借対照表及び損益計算書を作成し、公告したものを当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供する		195

## 銀行法施行規則第19条の2(単体)

三井住友銀行

## 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	52 ~ 53
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	175
各株主の持株数	175
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	175
3. 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名	51
4. 営業所の名称及び所在地	57 ~ 69

## 銀行の主要な業務の内容

5. 銀行の主要な業務の内容(信託業務・併営業務を含む)	4, 70
------------------------------	-------

## 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

6. 直近の営業年度における営業の概況	4, 8 ~ 10, 34 ~ 43, 74 ~ 76
7. 直近の5営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
経常収益	13
経常利益又は経常損失	13
当期利益又は当期損失	13
資本金及び発行済株式の総数	13
純資産額	13
総資産額	13
預金残高	13
貸出金残高	13
有価証券残高	13
単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	13
配当性向	13
従業員数	13
8. 直近の2営業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	158
9. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
資金運用収支	158
役務取引等収支	158
特定取引収支	158
その他業務収支	158
10. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定	
平均残高	158 ~ 159
利息	158 ~ 159
利回り	158 ~ 159
資金利ざや	173
11. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	160
12. 直近の2営業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	173
13. 直近の2営業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	173
14. 直近の2営業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	162
15. 直近の2営業年度における固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	163
16. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	164
17. 直近の2営業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	165
18. 直近の2営業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	164, 178
19. 直近の2営業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	164
20. 直近の2営業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	165 ~ 166
21. 直近の2営業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	167
22. 直近の2営業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	168
23. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	173
24. 直近の2営業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高	170

25. 直近の2営業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	169
26. 直近の2営業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	173
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
27. リスク管理の体制	25～32
28. 法令遵守の体制	23～24
直近の2営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
29. 直近の2営業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書	137～141
30. 直近の2営業年度における貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	18、168
延滞債権に該当する貸出金	18、168
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	18、168
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	18、168
31. 直近の2営業年度における自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	172
32. 直近の2営業年度における有価証券に関する次に掲げる事項	
取得価額又は契約価額	146～147
時価	146～147
評価損益	146～147
33. 直近の2営業年度における金銭の信託に関する次に掲げる事項	
取得価額又は契約価額	148
時価	148
評価損益	148
34. 直近の2営業年度における第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
取得価額又は契約価額	149～151
時価	149～151
評価損益	149～151
35. 直近の2営業年度における貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	167
36. 直近の2営業年度における貸出金償却の額	168
37. 直近の2営業年度における貸借対照表及び損益計算書について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	137
38. 直近の2営業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	137
39. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	172
銀行法第21条の1（単体）	三井住友銀行
1. 営業年度ごとに同法第20条に基づく貸借対照表及び損益計算書を作成し、公告したものを当該銀行の営業所に備置き、公衆の縦覧に供する	196
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定基準）	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	17～19、168
2. 危険債権	17～19、168
3. 要管理債権	17～19、168
4. 正常債権	17～19、168
銀行法施行規則第19条の3（連結）	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50、70
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
名称	54～56
主たる営業所又は事務所の所在地	54～56
資本金又は出資金	54～56
事業の内容	54～56
設立年月日	54～56
銀行が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総投資者の議決権に占める割合	54～56
銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総投資者の議決権に占める割合	54～56

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の営業年度における営業の概況	4、8～10、34～43
4. 直近の5連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
經常収益	12
經常利益又は經常損失	12
当期純利益又は当期純損失	12
純資産額	12
総資産額	12
連結自己資本比率	12
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	113～116
6. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	168
延滞債権に該当する貸出金	168
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	168
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	168
7. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	171
8. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する經常収益の額、經常利益又は經常損失の額及び資産の額として算出したもの	135～136
9. 直近の2連結会計年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	113
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	171

## 銀行法第21条の2（連結）

三井住友銀行

1. 銀行が子会社等を有する場合には、営業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等につき同法第20条に基づく連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成し、公告したものを当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供する	196
---	-----

## 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条の2

三井住友銀行

1. 信託業務の内容	4、70
2. 直近の5営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
信託報酬	13
信託勘定貸出金残高	13
信託勘定有価証券残高	13
信託財産額	13
3. 直近の2営業年度における信託業務に係る業務及び財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
信託財産残高表（注記事項を含む）	179
金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の期末受託残高	179
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の期末受託残高	179
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	179
信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	179
金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高	179
金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の期末残高	180
金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高	180
担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	180
用途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	180
業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	180
中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	180
金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分）の期末残高	180